

Working Paper Series
No. 10-F-01
農業における ABL の意義と課題

菅沼俊介*・泉田洋一**

2010 年 3 月

*東京大学大学院農学生命科学研究科、農業・資源経済学専攻、農村開発金融研究室

**東京大学大学院農学生命科学研究科、農業・資源経済学専攻、農村開発金融研究室

e-mail:aizumid@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

目次

1. 課題の設定 p.1
2. 農業融資における新しい金融手法と ABL p.2
1) 民間金融機関の農業融資拡大と新しい金融手法	
2) 新しい金融手法導入の誘因	
3. 農業分野における ABL の特質 p.5
1) ABL の一般的特徴	
2) 農業分野への ABL の適用	
(1) 畜産経営の ABL への適性	
(2) ABL に求められる借手の経営管理水準	
4. 畜産 ABL の実態 p.11
1) 調査金融機関	
2) 畜産 ABL の実態	
(1) スキーム	
(2) ABL とリレーションシップバンキング	
(3) 畜産 ABL の課題	
3) 畜産経営における ABL の利用意義	
5. 小括 p.18
引用文献・引用 Website p.19

1. 課題の設定

近年、我が国の農業・農村構造の変化の中で、農業・農村金融も新しい金融手法が導入されるなど、大きな変化の時を迎えている(泉田[1])。新しい金融手法としては、クレジット・スコアリング、ABL(Asset Based Lending ; 動産・債権担保融資)、出資による資本提供等が挙げられるが、これらの取り組みの主体は、出資を除けば、ほとんどは地銀や信金等の民間金融機関である¹。地銀や信金の農業融資の積極化と新しい金融手法への取り組みは、農業金融における新しい潮流とみることができるであろう。

地銀等民間金融機関における新しい取り組みの中でも、農地等の不動産を担保としないABLは、大規模経営体(主に大動物の畜産経営)に大口の運転資金を供給する可能性を有するものであり、特に注目される。しかし、我が国におけるABLは、その普及に向けた取り組みが始まってから日が浅く、一般の金融分野においてABLを焦点化した先行研究は少ない²。農業分野においても、畜産経営への聞き取り調査に基づき、その有効性を検討した近年の森[24]や菅沼[11]を除けば、ABLを扱った研究はほとんど無い。

本論文では、ABLに焦点を当て、地銀等民間金融機関の農業融資におけるABLの位置付けを他の金融商品との関係の中で明確化すると同時に、農業経営発展におけるABLの役割を検討する。また、民間金融機関のABLへの取り組み実態を整理し、ABLの今後の拡大に向けて解決すべき課題を指摘したい。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2章において、ABLなどの新しい金融手法が導入されている状況を確認すると同時に、その背景と導入の誘因を検討する。第3章においては、農業分野におけるABLの特質を明確化し、あわせて農業経営(主に畜産経営)の発展レベルとの関係を論じる。続く第4章においては、聞き取り調査に基づき、金融機関の畜産ABLへの取り組みを整理し、畜産ABLの実態と課題に言及する。最後に小活としてまとめを述べる。

2. 農業融資における新しい金融手法とABL

1) 民間金融機関の農業融資拡大と新しい金融手法

近年、新しい金融手法は、地銀や信金等の民間金融機関による農業融資において積極的に活用されている。これらの金融機関は、従来、農業分野を主たる業務領域としておらず、農業分野における新しい金融手法の登場は彼らの農業参入によってもたらされたものという側面が強い。

農協以外の民間金融機関の農業参入は今や全国的な動きである。例えば、日本政策金融公庫

¹ 農業法人に対する出資は、JAグループと農林漁業金融公庫(現日本政策金融公庫農林水産事業部)の共同出資により設立されたアグリビジネス投資育成株式会社によって取り組まれている。

² 金融機関や企業へのアンケートに基づき、その普及状況や課題を分析したレポートなどは存在するが、これらは広くABL以外の融資手法についても並列的に扱っている。米国におけるABLの取り組みについて考察したのものには、海上[3]などがある。

農林水産事業部（以下、公庫と略称）と「業務協力に関する覚書」を締結している銀行・信用金庫・信用組合は、2010年3月末現在で182機関に上り、地銀では全体の84.4%にあたる54機関、第二地銀では全体の59.1%にあたる26機関が公庫との業務協力のもとで農業融資に取り組んでいる³。地銀・第二地銀を合わせた地方銀行において「業務協力に関する覚書」を締結していないのは、東京や大阪といった大都市圏もしくは沖縄や佐賀に位置する金融機関であり、それら地域を除けばほぼすべての地方銀行は公庫と業務協力関係にある。信用金庫による同覚書の締結は、全体の33.6%に留まるが、その数は既に92機関に上る。このように、地銀や信金といった民間金融機関は、近年農業金融の新たな担い手となりつつある。

彼らの農業参入の要因は、借手である農業経営側と貸手である金融機関側に分けて考えることが出来る⁴。

森[23]によれば、借手側の要因として、①多様な農業経営の出現（およびそれを後押しする政策的背景）、②農業の関連する領域の拡大、が挙げられている。一方で、貸手側の要因としては、①金融庁の地域密着型金融推進政策や中小企業融資における競争の激化といった民間金融機関を取り巻く制度的・経済的变化、③先述した「業務協力の覚書」の締結に代表されるような公庫による民間金融機関の農業参入支援、が挙げられている⁵。

これらの要因の中で、新しい金融手法の農業分野への導入に最も関連するのが、「リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（第1次；2003-2004年、金融庁[7]）に始まる金融庁の地域密着型金融推進政策である。現在も継続する同政策は、地銀等民間金融機関に対し、地域に根付いた産業である農業に目を向けさせると同時に、バブル崩壊以降の不動産価格の低下とそれに伴う不良債権問題の発生を受け、従来の融資手法に関する見直しという形で「不動産担保や第三者保証に過度に依存しない」新しい融資手法への取り組みの推進を求めた。ABL やクレジット・スコアリングを用いた融資（以下、スコアリング融資と略称）といった金融手法は、同政策の中で不動産担保や第三者保証に過度に依存しない金融手法として取り上げられているものである。地銀等民間金融機関の農業融資におけるそれら手法の活用は、この地域密着型金融推進政策によるところが大きい。

2) 新しい金融手法導入の誘因

なぜ新しい金融手法が導入されてきたかという点については、スコアリング融資やABLが、「不動産担保や第三者保証に過度に依存しない金融手法」であることが大きい。

クレジット・スコアリングについてこの点を敷衍すれば「信用リスクと関係が深い諸変数(企

³ 公庫ウェブサイトによれば、「業務協力」の具体的な内容は、農林水産業に関する情報交換や協調融資の推進等である。

⁴ 地銀等民間金融機関の農業分野への参入の背景や要因については、本稿で引用している森[23]以外にも、長谷川[20]、須田[12]、日暮[21]においてもほぼ同様の指摘がされている。

⁵ 公庫による民間金融機関の農業参入支援の主要なものとしては、公庫と民間金融機関との「業務協力に関する覚書」の締結がある。2010年2月末現在、公庫と「業務協力に関する覚書」を締結した銀行・信用金庫・信用組合は合わせて182機関に上る。地銀では全体の84.4%、第二地銀では全体の59.1%が公庫と業務協力を行っている。信用金庫との業務協力も含め、公庫による民間金融機関の農業参入支援の取り組みは今や全国規模で広く行われているとともに、農協以外の民間金融機関の農業融資積極化の動きも全国的なものとなっている。

業の属性や財務状況などを説明変数とする計量モデルによりスコア(評点)を算出して、これをもとに融資実行の可否や融資条件などを決定する手法」(益田・小野[22]、p.65)では、借手のデフォルトリスクが計量的に算定されるため、金融機関はデフォルトリスクに応じた金利設定が可能となる(斉藤[9])。このことにより、信用リスクが相対的に高い借手でも、上乘せ金利を支払うことで無担保・無保証での資金調達が可能となる⁶。

これに対し ABL では、動産や債券の担保価値に基づき融資が為される点が、不動産担保に依存しない融資手法と言われる所以である。さらに、ABL では担保の高頻度でのモニタリングを通じ、金融機関は借手との情報の非対称性を解消することができる。このモニタリングの機能も、金融機関に借手の経営状態や経営能力に合わせた融資条件の設定を可能とさせる。

周知の通り、従来の農協や公庫による農業融資は、小口無担保融資を除き不動産担保に依存していた(北山[6])。従って、地銀等民間金融機関が農業経営から担保を取得しようにも既に農協や公庫により担保設定されているケースが多く、そのことが農業融資に取り組む上での制約の一つとなっていた(日暮[21])。また、仮に担保徴収した場合であっても、農業不動産の換金価値の低さや換金すること自体の困難さという問題があった(須田[12])。

地銀や信金等民間金融機関にとって不動産担保や第三者保証に過度に依存しない新しい金融手法の登場は、農業融資におけるこれらの問題を軽減するものである。新しい融資手法を用いることで地銀等民間金融機関は新規に農業融資に乗り出すことが可能となったと考えられる。また、地域密着型金融政策の中で新しい融資手法への取り組みが公に要請されている状況にあっては、同政策への積極的な取り組み姿勢のアピールとしても ABL やスコアリング融資の実績を有していることは意味がある。地銀等民間金融機関にとって新しい融資手法に取り組む誘因は大きかったと考えられる^{7,8}。

なお新しい融資手法の金利水準は必ずしも低利になるとは限らないことについては言及しておくべきであろう。農業者向けローン商品や ABL の金利水準を明示している金融機関は少なく、借手すべてに一律の金利水準が適用されることはないと考えられるため一概に述べることはできないが、一般事業会社を対象にしたアンケートを分析した小野・野田[5]によれば、通常の融資と比較し ABL では金利が低く、スコアリング商品では金利が高いという傾向があることが指摘されている。従って、クレジット・スコアリングを利用した農業者向けローン商品の

⁶ 無担保・無保証での融資が可能であること以外にも、益田・小野[22]によれば、クレジット・スコアリングの利点として、審査コストの低下、(インターネットやファックスの活用による)審査における地理的制約の解消、審査の客観性・整合性の確保が挙げられている。一方で、その課題として、サンプルの選択バイアスの問題や、景気状況等の経時的変化への対応の必要性が挙げられている。

⁷ 当然のことながら、地銀等民間金融機関がこれら新しい融資手法に取り組むためには、その取り組みにより地域の農業経営からの資金需要を見込むことができるという前提が必要となる。

⁸ 農業分野での新しい金融手法の展開を把握するに当たり一点注意が必要なのは、地銀等民間金融機関は、クレジット・スコアリングを利用した無担保のローン商品のみならず、担保や機関保証を必要とするローン商品に対しても精力的に取り組んでいることである。これらの農業者向けローン商品は、一般の融資をパッケージング化したもの捉えることができるが、パッケージング化による融資条件の可視化は、資金調達の際の借手の取引コストを低減し、農業融資の拡大に貢献する。また、農業融資への積極姿勢を示す意味でも、効果は大きいと考えられる。

金利が農協融資と比較し著しく高いということであれば、農業経営の資金調達手法の選択肢から、地銀や信金のスコアリング商品が外れる可能性は十分に考えられる。また、機関保証を付ける商品においては保証料の支払いが別途必要となるため、その水準にも注意が必要となる。特に、民間保証会社による保証料について実際の商品を確認すると、オリックスでは0.9~5%⁹、クレディアでは7%（通常時。優遇時5%）¹⁰となっており、2%以下である農業信用基金協会の保証料と比較するとかなり高い。民間保証会社を利用した商品は、保証料の高さにより農業経営による利用が進まない可能性がある。農業信用基金協会保証の利用については、これまで農協中心であるとされてきたが（茂野[10]、須田[12]）、ここ数年、農協以外の民間金融機関においても農業信用基金協会保証の利用は拡大してきている¹¹。このような動きを今後さらに加速させ、農業信用基金協会保証を農協以外の民間金融機関により門戸を開いたものにしていくことが、保証付商品への取り組みに留まらず、農協以外の民間金融機関の農業向け融資全体を促進するために必要である。

3. 農業分野における ABL の特質

1) ABL の一般的特徴

ABL は、企業の保有する在庫などの動産や売掛債権を担保とする融資である。貸手は、それら担保の評価価値に掛目をかけて融資枠を設定する。ABL が不動産担保融資と大きく異なる点は、担保の性質である。在庫等の動産担保は、借手の経営活動に伴い状態や所在が日々変化するため、貸手は高頻度のモニタリングによって担保の状況を的確に把握することが求められる。

Berger and Udell[26] によれば、ABL が企業の主要な資金調達手法として広く普及している米国においては¹²、ABL は定量化可能な“ハード情報”に基づいて与信判断を行うトランザクション・レンディング(Transaction-Lending)の一つとして扱われており、担保の処分価値の範囲内で融資枠が設定される¹³。しかし、我が国においては、定量化の難しい“ソフト情報”に基づいて与信判断を行うリレーションシップ・レンディング(Relationship-Lending)の手法として ABL を捉える場合も多い。このようなモニタリングを通じた情報の非対称性の緩和に伴う借手のソフト情報の収集により、金融機関はリレーションシップ・レンディングとしての ABL を実践することが可能となる。

我が国においては、トランザクション・レンディングとしての ABL とリレーションシップ・レンディングとしての ABL の双方が実践されていると考えられるが¹⁴、注意が必要な点は、借

⁹ 南日本銀行「南風(はえ)育ち アグリネット資金」参照。

¹⁰ 大東銀行「だいとうアグリサポートローン」参照。

¹¹ 農業信用基金協会による銀行・信金・信組に対する保証残高は、2007年度末の約17.8億円から2008年度末の69.3億円へと急拡大している。

¹² 米国では、2006年時点で非金融企業の総借入残高の約2割がABLによる借入である(海上[3])。

¹³ スコアリング融資もトランザクション・レンディングの一つである(Berger and Udell[26])。

¹⁴ 谷地向[25]や小野[4]でも同様の指摘が為されている。

手のデフォルト時に担保となる動産を実際に処分できる市場が存在しない場合、競売等で処分できる見込みが無い限り、担保の処分価値に基づいた融資は困難であるということである。そのような場合には、リレーションシップ・レンディングとしての性格の強い ABL が実践されると考えられる。

担保処分のための市場の構築や我が国における ABL の課題の一つであるが、ABL への取り組みが始まったばかりの現段階では、担保評価やモニタリングの具体的な実践方法も課題とされている(経済産業省[8]等)。しかし、ABL を実際に使う際には、これらの課題への対応に加え、さらに以下の点に配慮する必要がある。第 1 は、融資ロットの大きさである。モニタリングや担保処分等で発生する多大なコストを回収するために、ABL の融資ロットとしては大規模なものが求められる。そのため、資金需要規模が小さい経営は ABL の対象とはなりにくい(植杉[2]、日本政策金融公庫総合研究所[16])。第 2 は、企業の保有する在庫等の担保としての適性である。ABL の担保には、状態や所在の正確な把握が可能であることやデフォルト時に一定期間の保全が可能であることが求められる。このような担保の適性も、資金需要規模と同様に、企業の ABL の利用可否に大きく影響する。

以上のように、ABL を使う際の要件は多いが、現在、ABL への取り組みが積極化しているのは、政策的要求のためのみならず、貸手、借手双方にとってメリットが存在するからである。

借手にとって ABL の利用は、新たな資金調達余力の獲得を意味するだけでなく、貸手との経営情報の共有により、貸手から経営状況の変化に迅速に対応したアドバイスや融資条件の変更を期待できる。一方、貸手にとっては、モニタリングによる借手との情報の非対称性の緩和は、リレーションシップバンキングとしての ABL を可能とするとともに、従来情報の非対称性が大きく融資対象とできなかった経営への融資をも可能とする。トランザクション・レンディングとして ABL を捉える場合も、動産や売掛債権の担保価値を頼りに、従来無担保では融資対象とできなかった信用力に劣る経営に対し融資することが可能となる。

2) 農業分野への ABL の適用

(1) 畜産経営と ABL

農林水産省のウェブサイト(農林水産省[19])には、これまでの農業分野における ABL の事例がまとめられている。それを参照すれば、農業分野における ABL のほとんどが大動物の畜産経営を対象としていることがわかる。これは大動物の畜産経営が ABL の融資対象として好ましい性格を有しているからに他ならない。

担保としての適性という観点から見ると、大動物の畜産経営では、飼養家畜が在庫としてある程度長期間存在するとともに、基本的には 1 頭 1 頭が個体管理されているため、モニタリングは容易である。デフォルト時の担保の保全においても、保全期間中の担保価値の棄損は小さいと考えられる。これに対し、野菜や果樹等の商品価値が棄損しやすい生鮮品は担保の保全・処分の観点から ABL の担保とはなりにづらい。また、各経営における生産物の在庫期間が短いこともモニタリングを困難とする。米も同様に、生産段階でのモニタリングは困難であると考えられる。

しかし、畜産経営以外が ABL の利用主体とならない理由は、このような生産物の担保としての適性以上に、彼らにそれほど大きな資金需要が存在しないことであると考えられる。設備投資資金としては、長期・低利という性質からスーパーL 資金や農業近代化資金といった制度資金が優先的に利用されると考えられるため、農業経営の地銀等民間金融機関への資金需要は、主として運転資金としての使途であると考えられる。

この点を踏まえ、農林水産省[18]を用い、各営農類型の農業法人の短期借入金残高について図 1、図 2 に示した¹⁵。図 1 を見ると、畜産以外の営農類型の農業法人における運転資金の外部調達額は 1 億円未満がほとんどであることがわかる。図 3 に公庫と「業務協力に関する覚書」を締結している銀行・信金・信組の農業者向けローン商品の融資規模について示したが¹⁶、これを見ると無担保商品は 5000 万円程度まで、有担保/保証付商品は 1 億円程度までが融資の範囲であることがわかる。つまり、畜産経営以外の農業経営の運転資金需要は、農業者向けローン商品もしくは通常の融資で概ね対応が為されうると言える¹⁷。ABL は、金融機関の負担コストが大きい融資手法であることは既に述べたが、借手も同様に、モニタリングへの協力などで大きなコスト負担（取引コストを含む）を強いられる。従って、他の融資手法で借入が可能なところを、敢えて ABL により借入するとは考えにくい。

一方で、畜産経営においては 1 億円以上の短期借入金残高を有す法人がかなり存在している¹⁸。畜産経営においては素畜導入費や飼料費が高額となるため、外部からの大規模な運転資金調達が不可避となる。特に肉用牛や養豚では、図に示した短期借入金以外にも、それと同規模の信用取引が存在している(農林水産省[18])。このことから、大規模経営においては数億円に上る運転資金をいかに調達するかが重大な経営課題となっていると考えられる。大規模畜産経営にとって、ABL はそのような大規模な運転資金調達を容易にするものと考えられる。一方で、金融機関の側に立てば、このような大規模な資金需要を持つ経営は ABL の融資対象として好ましいと言える。

ここまでで見てきたことからわかるように、ABL の融資対象として畜産経営は好ましい性格を有する。しかし、同時に、ABL による資金調達を必要とするような経営は、農業分野におい

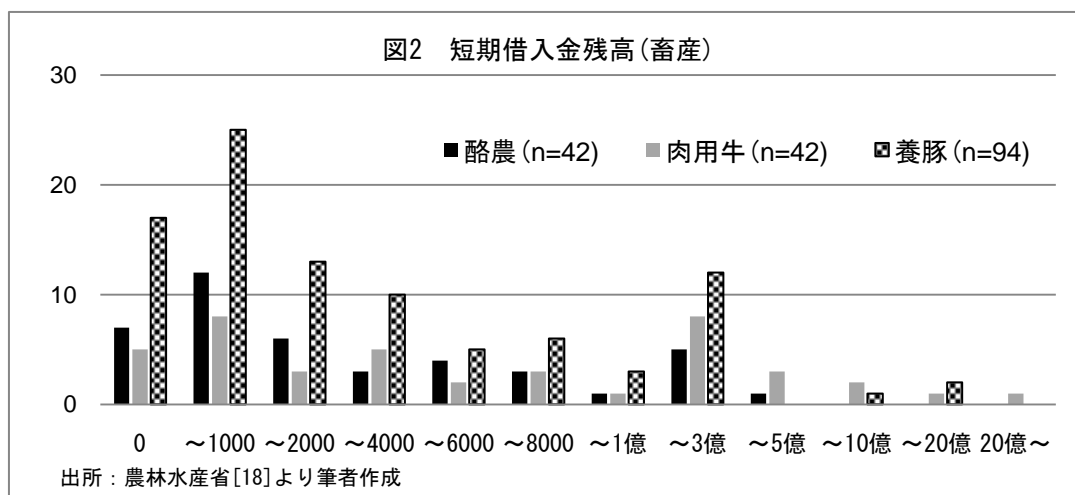
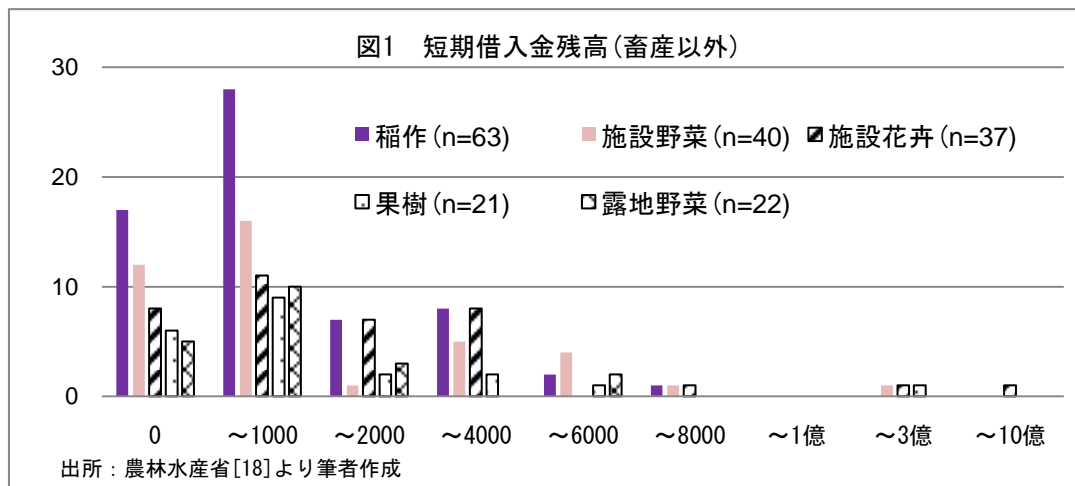
¹⁵ 農林水産省[18]は、2006 年に農林水産省が農業近代化資金や農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）の利子助成先である 2069 の農業法人を対象に行ったアンケート調査である。

¹⁶ 筆者が金融機関のホームページやニュースリリース等を参照した結果、公庫と「業務協力に関する覚書」を締結している銀行・信金・信組 182 機関のうち、現時点で農業者向けローン商品を取り扱っている金融機関は少なくとも 61 機関、商品数では 85 商品の存在を確認できた。（ただし、各金融機関のホームページの融資商品案内などで紹介されていないものも多いため、対象となる金融機関のすべての商品を網羅できているわけではないと考えられる。）

¹⁷ もちろん、金融機関の農業融資への姿勢などにより、農業経営が農業者向けローン商品や通常の融資により資金調達ができる規模は大きく変化する。

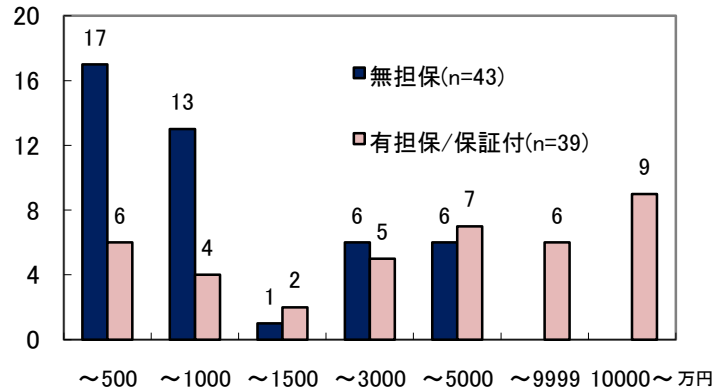
¹⁸ 肉用牛経営における運転資金の外部調達規模を調べる上で、短期借入金残高を用いるのは適切ではない。肉用牛経営の場合、素牛代と肥育代金の借入は肥育期間に合わせて長期資金により行うのが望ましいからである(新山[15])。しかし、農林水産省[18]の長期借入金残高には当然ながら設備投資目的での借入が含まれていると考えられるため、本稿では肉用牛経営の運転資金需要の把握にも短期借入金残高を利用している。長期資金として借入された運転資金が存在するであろうことを考えれば、肉用牛経営における運転資金の外部調達規模は短期借入金残高として示されている以上の額である。

では大規模な畜産経営以外にはほとんど存在していないとも言えよう¹⁹。



¹⁹ 農林水産省[19]で確認される事例においても、畜産経営を対象とする ABL の融資規模は 1 億円以上がほとんどである。

図3 農業者向け商品限度額(法人向け)



注1：筆者が確認した銀行・信金・信組の農業者向けローン商品 85 商品のうち、利用限度額、担保が必要か否か、機関保証が必要か否か、の3要素がいずれも明示されているものをピックアップし、無担保の商品(無担保商品)と担保や機関保証を必要とする商品(有担保/保証付商品)に分けてその利用限度額を示している。

注2：法人経営による運転資金用途での借入の場合のみを想定している。

注2：公庫と「業務協力に関する覚書」を締結した金融機関による農業者向けローン商品を対象にカウントした。

注3：一つの同名の商品であっても、無担保と有担保で限度額が異なる場合は別々にカウントしている。

注4：公庫のスーパーL クイック融資との協調融資の商品は、協調融資の上限度額を利用限度額としている。

注5：設備投資にしか使用できないものは除外している。

出所：各金融機関 HP 内融資商品案内およびニュースリリース等より筆者作成

(2) ABL の借手に求められる経営管理水準

前節において、ABL が農業者向けローン商品で対応が不可能な大規模な資金需要に対応するものであること、また、そのような資金需要を有するのは大規模畜産経営のみであることを示してきた。これらの事実および動産担保に求められる性質から、ABL の利用主体(融資対象)は、ほぼ大動物畜産経営に限られることが分かる。

しかし、どのような畜産経営であっても ABL を利用可能であるという訳ではない。重要となるのは、借手の経営管理水準である。この点は、「伝統的経営」から「企業経営」までが混在する農業分野においては、畜産以外の農業経営における ABL の利用可能性について考察する際にも、特に注意が必要な点である²⁰。

ABL において借手の経営管理水準が重要となるのは、モニタリングへの対応である。農業経営が ABL に求められるモニタリングに対応するためには、担保の状態や経営情報の変化に即応できるだけの高度な経営管理が求められる。経営管理水準の向上には、複式簿記等の会計知識の習得やコンピュータを用いた経営情報管理能力の習得などが求められるため、経営管理水準の低い農業経営がこれらの知識を一から習得するためには、相当な時間とコストが必要となる。従って、そのような経営においては、ABL を資金調達を選択肢とすることは難しいと考えられる。同様に、金融機関も経営管理水準の低い経営を ABL の融資対象とすることは難しい。

農業者向けローン商品では ABL ほど高度な経営管理水準が求められるわけではない。しか

²⁰ 新山[14]によれば、農業経営の経営発展は、「伝統的経営」から「企業的経営」を経て「企業経営」へと至るものであり、経営管理水準の向上は、経営発展と一体となっている。

し、家計と経営の会計が分離しておらず、基礎的な財務資料の提出も難しい経営においては、農業者向けローン商品の利用さえ難しいと考えられる。

前節の内容も含めて、ここまでの議論を少し模式的に考察してみよう。ABLの融資対象および利用主体となるのは、大規模かつ経営管理水準の高い畜産経営である²¹。彼らよりも資金需要が小さい経営や経営管理水準の低い経営は、農業者向けローン商品や一般の融資により資金調達を行うと考えられる。これら農業者向けローン商品やABLの利用主体（融資対象）については、図4に整理してある。

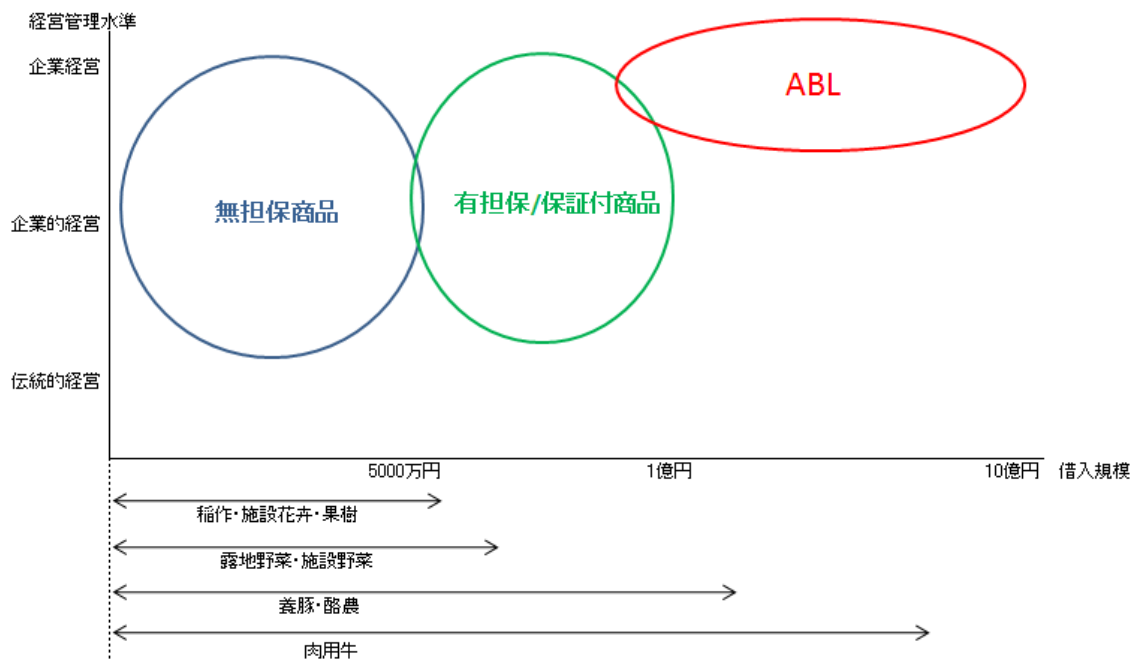
さて、ABLの利用主体となる大規模畜産経営においては、先述のように数億円に上る運転資金の借入が必要となるケースが多いと考えられる。いかに高い経営管理水準を実現しようとも、有用な不動産担保が無い状況でこれほどの信用を獲得することは、従来であれば、大変な困難と経営努力を伴うものであったと考えられる。近年のABLの登場は、そのような従来の手法による資金調達の限界を解消し、さらなる規模拡大を可能にしたと言える。また、既に必要な運転資金の調達を実現できている経営においても、ABLの利用により資金調達余力の拡大が可能となり、資金繰りの円滑化を実現する。さらに、ABLによる資金調達では、従来の資金調達手法との比較において借手の手間(取引コスト)は大きくなるが、一方で利子負担は軽減される²²。多額の借入をする必要がある大規模畜産経営においては、この利率の低下がもたらす財務的恩恵は大きいと考えられる。このように、ABLの登場は様々な面から、大規模畜産経営のさらなる経営発展を支援するものであったと言える。

さて、借手の側から貸手の側に視点を移せば、民間金融機関にとってABLの活用は、通常の融資や農業者向けローン商品では対応できない規模の資金需要を取り込むことを可能とする。特に、ハード情報のみで与信判断が行えるほどの農業融資実績が無い段階では、ソフト情報を収集可能なABLが農業融資拡大のための有効な手段となりうる。担保である家畜の価値評価や処分等において未だ課題が多いとされる中で畜産ABLへの取り組みが広く見受けられることから、地銀等民間金融機関の農業融資における畜産ABLへの期待の大きさが窺える。

²¹ もっとも、新山[14]でも指摘されているように、農業経営の経営管理水準の上昇は規模拡大に伴い必然的に求められるものである。この点で、肉用牛経営や養豚経営で1000頭以上を飼養するような大規模経営は、品質管理や安全管理への要求から、いずれも高い経営管理水準を実現していると考えられる。

²² 第2章2節、小野・野田[5]参照。

図4 新しい金融手法の対応範囲



注:「伝統的経営」、「企業的経営」、「企業経営」の定義は新山[14]による。
出所:筆者作成

4. 畜産 ABL の実態

1) 調査金融機関

畜産経営を対象とした ABL への取り組みに関して、2009 年 9 月に金融機関 3 機関(地銀 A、地銀 B、信金 D)に²³、同年 12 月に地銀 1 行(地銀 C)に聞き取り調査を行った。各金融機関の概略は以下のとおりである。

地銀 A は九州地域の地方銀行である。2004 年と早期に公庫と「業務協力に関する覚書」を締結し、畜産経営を対象を絞り ABL による農業融資に取り組んできた。現在、畜産 ABL の実績は肉用牛や養豚を中心に 50 件を超える。

地銀 B は近畿地方の第 2 地方銀行であり、2005 年 10 月の動産担保譲渡登記法の施行を機に ABL への取り組みを開始した。ABL 全体の実績は 90 件以上であるが、農業向けの ABL は肉用牛経営を中心に 12 件程度に留まる。公庫との「業務協力に関する覚書」の締結は 2005 年である。

地銀 C は関東地方の地方銀行である。2004 年に公庫と「業務協力に関する覚書」を締結したが、それ以前から農業向け融資を展開しており、幅広い営農類型の経営を対象に 100 億円以上の農業向け融資残高を有していた。農業分野の ABL では、全国肉牛事業協同組合 (Japan Cattle Industry Cooperation。以下、JCIC と略称する) と提携したスキームが用いられており、肉用牛経営を対象に 4 件の実績がある。

²³ これら金融機関への聞き取り調査は、社団法人中央畜産会の畜産 ABL に関する実態調査に同行する形で実施した。

信金 D は北海道の信用金庫であり、2006 年の公庫との「業務協力に関する覚書」の締結による農業向け融資ノウハウ習得以降、農業向け融資を積極化させた。ABL では地銀 C 同様、JCIC と提携したスキームにより肉用牛経営を対象として実績が積み重ねられている。

2) 畜産 ABL の実態

(1) スキーム

表 2 に各金融機関の肉用牛経営に対する ABL のスキームの概要を示した。肉用牛 ABL においては、従来から、担保評価、モニタリング、担保処分やデフォルト経営のバックアップといった点をいかに行うかが課題として指摘されてきた（茂野[10]、中央畜産会[13]、森[24]等）。これらの点に対し、表 2 からは各金融機関でそれぞれ独自の対応が見て取れる。以下では、ABL の実践における主要検討項目である、①担保評価と融資枠の設定、②モニタリング、③デフォルト時の対応、という 3 点について各金融機関の対応を詳述する。

表1 各金融機関のスキーム概要

	地銀A	地銀B	地銀C	信金D
担保評価	素牛価格+これまでの全ての飼養費	素牛価格と成牛売却価格の中間値	素牛価格と成牛売却価格の中間値	素牛価格+これまでの飼料代金
融資枠設定	担保評価の100%	担保評価に基づいた融資枠設定は行わない	担保評価の約80%	担保評価に基づいた融資枠設定は行わない
モニタリング	【借手】 素牛の導入・出荷時に地銀A独自のモニタリング用データベースに入力。月次での担保牛の個体情報の提出、年次での決算書の提出。 【貸手】 現地訪問。	【借手】 地銀B独自のモニタリングシートに担保牛の個体情報を入力し3カ月ごとに提出。同時に、トレーサビリティデータの提出。 【貸手】 事前に提出された棚卸資産売上代金入金口座届出書に基づき入金状況を確認。 現地訪問。	【借手】 月次での担保牛の個体情報の提出、年次での決算書の提出。 【貸手】 現地訪問。	【借手】 月次での担保牛の個体情報の提出、年次での決算書の提出。 【貸手】 現地訪問。
デフォルト時の対応	他の牧場がM&Aによりデフォルト牧場を買収。	審査時に信用力の高い経営に借手を絞り込んでいるためデフォルトを想定していない。従って、対策は行っていない。	JCIC加盟牧場が肥育を引き継ぐ。	JCIC加盟牧場が肥育を引き継ぐ。 利用会員登録をしている外部評価機関の提携飼料会社から肥育引き継ぎが可能な牧場の紹介を受ける。

注：モニタリングを行う主体は金融機関(貸手)である。モニタリングにおいて【借手】の側に記述される内容は、借手が金融機関により求められる作業である。
出所：聞き取り調査に基づき筆者作成

①担保評価と融資枠の設定

地銀 A では、素牛価格に現在の月齢までの飼養コストを加えたものが各肥育牛の評価額としている。地銀 A に特徴的なことは、飼養コストに飼料代のみならず人件費等のあらゆるコストが含まれることである。このようにして算出された担保評価額の 100%の額を融資枠として設定して貸し出しが行われている。こうした担保評価と融資枠設定の背景には、生産に必要な資金は全て融資するという地銀 A の畜産 ABL への考え方がある。必要となる運転資金全額を融資し、なおかつ ABL のスキームを利用して借手が健全な経営を実現できるよう必要に応じて管理・指導を行うことが、地域の基幹産業の担い手である借手への支援であり、最善の債権保全策であるとのことであった。このような考えのもとで、地銀 A はもともと信用力のある経営のみならず、やや信用力に劣る経営にも ABL による融資を行っている。ただし、後述するように、このような融資方針は ABL のモニタリングを最大限活用しながら、必要な経営指導を適宜行うための体制が確立されていることにより可能となっている。

地銀 A と異なり、地銀 B における担保評価は素牛価格とその畜種の成牛出荷価格の中間値を

用いる方法である。この方法では個体 1 頭 1 頭の評価に月齢による違いを反映できないが、その分少ない手間ですべての担保評価を行うことが可能となる。ただし、融資枠の設定は担保評価にはよらず、借手の資金需要と信用力に基づいて為される。

最後に JCIC と提携している地銀 C と信金 D について検討する。両者の担保評価における JCIC の利用方法には若干の相違がある。地銀 C では借手経営から提出される担保牛の個体情報を JCIC に送付することで、担保評価の一切を JCIC に委託している。一方の信金 D では、JCIC から月例ごとの平均的飼料代について情報提供を受け、それに基づいて算出した担保牛それぞれの月齢までの飼料代に素牛価格を加えたものを 1 頭当たりの担保評価額としている。融資枠の設定では、掛目を用いる地銀 C に対し、信金 D は地銀 B と同様、借手の資金需要と信用力に基づいた設定を行っている。聞き取りによれば担保評価額を超過した融資枠を設定している融資先もあるとのことであった。

②モニタリング

どの金融機関も借手に対し、定期的な担保家畜の所在や月齢といった個体情報、および年次での決算書の提出を求めている。3 か月ごとでの提出を求める地銀 B を除き、他の 3 事例では毎月の提出であった。地銀 B において資料提出を求める頻度が低い理由は、融資対象を信用力の高い経営に絞り込んでいるためである。地銀 B では、モニタリングシートによる担保情報の提出の際、同時にトレーサビリティデータも提出されている。ただし、トレーサビリティデータは専門性が高く ABL のモニタリングへの利用が難しいため、参考情報程度の扱いであるという。地銀 B においては、担保情報だけでなく指定口座への入金情報のモニタリングも行われている。地銀 C と信金 D では、JCIC に担保情報が送付され、JCIC によってその情報が金融機関のモニタリングに適した形に変換される。

聞き取り調査を行った金融機関のモニタリング手法の中で、特徴的なものとしては、地銀 A の取り組みを挙げることができる。地銀 A では借手経営において家畜の入・出荷のタイミングで地銀 A 独自のデータベースへの情報入力が行われている。そして、事前に各経営の飼養方針に合わせて定められた肥育期間を超えてデータベース上に在庫として存在する場合には、アラートによって生産サイクルの異常が金融機関側に認知されるようシステムが組まれている。これにより借手経営の異常が毎月の担保情報の提出を待たずして素早く察知でき、借手のデフォルトを回避するための必要に応じた経営指導や融資条件の見直しが可能となる。

③デフォルト時の対応

借手経営が立ち行かなくなった場合には、担保である肥育途中の牛を売却するか成牛まで他経営に肥育を継続してもらい出荷時に債権回収を行うかのいずれかの手段を取らねばならない。しかし、飼養途中家畜の売買市場が無い我が国において前者の方法をとることは不可能である。従って、各金融機関は飼養を継続してもらってバックアップ牧場を確保しておかねばならない。

地銀 A では、借手経営のデフォルト時には別の取引先経営によって M&A の形で牧場ごと買

い取ってもらうことにしている²⁴。JCIC と提携している地銀 C と信金 D では、JCIC 加盟牧場の中からバックアップ牧場を紹介してもらうことになっている。信金 D は、会員登録している外部動産評価 NPO 法人の提携先飼料会社からバックアップ牧場の紹介を受けることも可能である。調査先金融機関の中では、地銀 B のみがデフォルト時の対策を行っていないが、これは、融資前の段階でデフォルトの心配のない優良経営に借手を絞り込んでいるためである。

最後にバックアップ対策を行っている各金融機関共通の懸念について触れておきたい。畜産 ABL はその実践にかかるコストを回収するため、資金需要の大きい大規模経営を融資対象とするケースが多い。しかし、バックアップ対策を行っている金融機関の話では、仮にそのような大規模経営がデフォルトした場合には飼養途中の家畜全頭の受け入れ先が確保できるかという点は定かではないという。また、デフォルト経営の飼養管理下にいた家畜を進んで受け入れてくれるかどうかも懸念であるという。このような懸念が意味するのは、我が国の畜産 ABL においては、担保とバックアップ対策によって債権の保全が約束されるわけではないということである。

(2) ABL とリレーションシップバンキング

バックアップ対策への懸念から、畜産 ABL に取り組む金融機関には、借手のデフォルトを可能な限り回避する必要がある。この点に関し、今回の聞き取り調査で明らかとなったことは、バックアップ対策を設けている金融機関を含め、いずれの金融機関も畜産 ABL において借手のデフォルトを想定していいということである。担保処分を想定しないため、表 1 からわかるように融資枠の設定は信用力や資金需要に基づくケースが多い。我が国の ABL は金融庁の地域密着型金融推進政策のもとで取り組みが始まったという側面が強く、リレーションシップバンキングの手段として、モニタリングによるソフト情報の収集を通じた借手経営そのものの評価に重きが置かれる²⁵。そして、畜産 ABL のように担保処分が難しい場合のデフォルトの回避は、本来、モニタリングを通じて実現される経営変化の逐次把握とそれに伴う経営指導や融資条件の変更によって為されるものであると考えられる。

しかし、今回の聞き取り調査の結果を見ると、このようなモニタリングを通じたデフォルト回避策を厳密に実践しているのは地銀 A のみである。地銀 B に典型的に見られるように、他の金融機関においては ABL の形をとりながらも債権保全に関しては、多くの部分を借手のもとの信用力に依存し、融資以降は借手の経営にほとんど関与しない。

この観点から、我が国におけるリレーションシップバンキングとしての畜産 ABL は大きく 2 つにわけることができると考えられる。一つは地銀 A のように精緻なモニタリングスキームのもとで借手経営に積極的に関与しデフォルトを回避する「経営関与型 ABL」であり、もう一つはもともと信用力が高い地域の優良経営を対象として、融資後に関しては基本的にその経営の

²⁴ 現実的にはデフォルト経営の牧場は、ただ同然での売却とならざるを得ないということである。

²⁵ 中央畜産会[13]によれば、米国においても飼養途中で家畜の売買市場が無い場合、担保評価については我が国同様、各金融機関がそれぞれ異なる方法を用いている。このような理由から、ABL がトランザクション・レンディングの一つとして位置付けられる米国においても、畜産 ABL に関しては我が国同様リレーションシップ・レンディングに近い融資を行っている金融機関も存在すると考えられる。

経営方針に任せる「信用力依存型 ABL」である。両者の関係については、信用力依存型 ABL の発展段階として経営関与型 ABL を捉えることができるであろう。これは、現時点で畜産 ABL の実績が最も多い地銀 A において経営関与型 ABL が行われている点と、地銀 A も ABL への取り組み当初は信用力の高い経営から融資対象としていくことで、スキームの熟成と畜産経営への「目利き力」の強化を図っていったという点から推測することができる。

経営関与型 ABL の持つ利点として、融資対象の幅が信用力依存型 ABL よりも広いことが挙げられる。具体的には、地銀 A では自らの経営内容について数値的な把握ができていないような畜産経営に対しても ABL 融資が行われている。これは、地銀 A におけるモニタリングスキームと経営改善のために積極的に借手経営に関与する姿勢、そして、経営指導が可能なだけの畜産経営に対する理解力によるところが大きい。これに加え地銀 A はコンピュータによる情報管理に慣れておらず、モニタリングシステムに対応できない経営に対し、事前にコンピュータの使い方などの指導も行っている。地銀 A における経営関与型 ABL は、融資前、融資期間中双方において借手の経営管理水準を高める効果を持っていると言える。

では今後、地銀 A のように実績を蓄積することで経営関与型 ABL を行う金融機関が増加するかと言えば、一概にそう述べることはできない。ABL はその実践において大きなコストがかかるが、後述するように、現状ではそのコストを金利設定等により確実に回収することは難しい。そのため、経営関与型 ABL と比較し、より低コストで実践が可能な信用力依存型 ABL を継続していく金融機関は、今後も多く存在すると考えられる。また、この点も後述するが、未だにモニタリングの精度に関する課題が存在している。モニタリングを確実に行えない限り、信用力に劣る経営を ABL 融資対象とすることによるデフォルトリスクの増加は避けられない。このことも経営関与型 ABL が敬遠される要因になると考えられる。

(3) 畜産 ABL の課題

我が国の畜産 ABL は、モニタリングの活用や信用力の高い経営への借手の絞り込みにより、担保の評価や処分の困難さという従来の課題に対処しているということが明らかとなった。しかし、今後、畜産 ABL への取り組みをさらに拡大させていくためには、以下に指摘する 5 つの課題の解消が必要であろう²⁶。

第 1 の課題は、外部の動産評価等専門機関や業界団体の利用コストの高さである。地銀 C への聞き取りによれば、JCIC との提携においては、ABL の融資先 1 件当たり、1 億円以上の融資枠ではその 0.2%、1 億円未満の融資枠ではその 0.3%を JCIC に支払う必要があるという。また、信金 D によれば、利用会員登録している NPO 法人である動産評価専門機関を除けば、外部専門機関による動産評価には 200~300 万円のコストがかかるとのことであった。数千万円から数億円の融資規模が主の農業分野の ABL においては、そのようなコストの回収は難しい。このような専門団体や外部評価機関の利用コストの高さは、農業分野における ABL 普及の課

²⁶ 聞き取り調査においては ABL 一般の課題として、動産担保の対抗要件の具備についての指摘がなされた。動産担保譲渡登記制度により動産担保の登記が可能となったとはいえ、金融機関は当該動産の第三者による善意の取得には対抗することができないのである。

題であり、客観性の高い家畜の担保評価を低コストで行うことができるような公共的な仕組みの構築が待たれる。

第2の課題は、モニタリングにおいて借手の虚偽の入・出荷情報の報告を見抜く術を、金融機関が持たないことである。地銀Aや地銀Cのように、担保評価に基づいて融資枠を設定する一般的なスキームの場合、過大な在庫情報は融資枠の増大につながる。融資先の大規模肉牛経営に向いて肉牛1頭1頭を直接確認することは不可能である。仮に担保評価や担保処分に関わる課題が解消されているようなスキームであっても、このモニタリングにおける問題が残されている限りは畜産ABLにおける担保家畜は添え担保扱いのままである。一般担保扱いできないことは金融機関自己査定上不利となる。

第3の課題は、トレーサビリティデータ等、畜産関連データの理解において専門性が必要となる点である。聞き取り調査において、トレーサビリティ等の専門データを受け取ってもどのように見ればよいのかわからないという声が多く聞かれた。従って、それらのデータをモニタリングや担保評価に活用しようとする場合、JCIC等畜産の業界団体との連携が必要となり追加的なコストが発生することとなる。

第4の課題は、金融機関が負担するABLの金銭的・非金銭的コストの大きさである。外部専門機関の利用が無い場合でも、ABLにより金融機関に発生する様々なコストは、他の資金調達手法と比較して大きい。問題は、現状においてそのコストを金利設定や手数料徴収により金融機関が回収できていない場合が多いと推測されることである。例えば地銀Aでは、農協預託牛との比較によりそれよりも低い水準に金利が設定されている。地銀Bでは、従来からの取引先に対しては、担保を徴収するからという理由で従来の無担保融資の場合よりも低い金利が設定されている。このような従来の手法との比較における金利の低下は、借手にとってABLの利用の大きな誘因となっていると考えられるが²⁷、今後、金融機関がABLへの取り組みを拡大させていくためには、ある程度適正なコスト負担を借手に求めていくことも必要となってくるであろう。

最後の課題は、ABLのスキーム自体の専門性の高さに加え、畜産経営への目利き力を有す職員の少なさから、金融機関においては支店単独でABLを行うことが難しい点である。本店の限られた職員のみで対応できる案件数は限られるため、ABLの実績の拡大には、畜産経営とABL双方に深い知見を持った職員の育成が必要となる。

JCICをはじめとする専門機関との連携強化や経済産業省を中心とした事例のデータベース化や関連法の整備、そして、何よりも金融機関それぞれにおけるスキームの熟成および畜産経営に対する目利き力の強化が、上述した課題の解決と畜産ABLの普及には不可欠である。

5. 小括

²⁷ 例えば、地銀Aの融資事例では、金利4%で農協預託牛制度を利用している経営に対し、金利2%台でABLが提案された。この1%以上の金利差が、この経営にABLによる借入とそれに伴う地銀Aとの取引の開始を決定させたとのことである。

ABLを含む新しい金融手法は「不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法」としての性格を持つため、これまで農業用不動産の担保価値の低さの問題や農協や公庫との抵当権の重複といった問題により農業融資への取り組みに慎重にならざるを得なかった地銀や信金等民間金融機関にも農業融資の新規拡大を可能とさせている。このような新しい融資手法への取り組みは、まだ一部の地銀や信金等に限られたものであることは否めないが、地銀や信金において公庫との業務協力が全国規模の動きとして為されている現状を踏まえれば、今後、新しい金融手法が農業融資の拡大のための手段としてより積極的に活用されていく可能性は十分考えられるであろう。

本稿で焦点をあてた ABL は、農業者向けローン商品や一般の融資では対応できない大口の資金需要に応える融資手法としての可能性を持つものである。ABL が借手との情報の非対称性を解消できる機能をもちえることが大きい。そのため、農業融資実績が少なくハード情報に基づいた融資が難しい段階では、ABL が農業融資拡大の有効な手段となりうる。もちろん、ABL の特性上、在庫管理が可能で、一定の経営発展水準を達成している大規模な大動物畜産経営が対象となるが、資金調達余力の拡大や金利負担の低下をもたらす ABL の意義は大きい。また単に資金調達手段としてだけでなく、金融機関による経営改善のための指導や助言が頻繁に為される経営管理型 ABL は畜産経営が深化する契機ともなりうるであろう。

金融機関の聞き取り調査の結果では、農業融資を積極化させると中で ABL への取り組みを開始したという例が多いが、その取り組みは借手の信用力に依存したものがほとんどで、試験的・萌芽的な段階でしかない。ABL による融資を本格化するためには、畜産専門機関との連携強化、行政を中心とした ABL 関連のインフラ整備等が不可欠であろう。

なお ABL による資金取引には、借手、貸手の双方にモニタリング等の取引コストが発生し、その取引コストの在り方や軽減策が ABL の深化・拡大のポイントとなるものである。ABL による資金取引に伴う取引コストの分析は重要であるが、本稿ではその研究課題に取り組むことができていない。この点、他日を期したい。

引用文献・引用 Website

- [1] 泉田洋一「農業・農村金融の新潮流と今後の方向」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会, 2008年, pp.1-21.
- [2] 植杉威一郎「中小企業金融における ABL の可能性」『金融ジャーナル』第 48 巻第 11 号, 2007 年, pp.14~18.
- [3] 海上泰生「米国の ABL (Asset Based Lending) を支える「ある種のインフラ」の存在とその機能—動産・債権担保融資の進展を促すもの—」『政策公庫論集』第 1 号, 2008 年, pp.25-46.
- [4] 小野有人「金融機関は ABL をどう位置づけるべきか 貸出量の増大だけでなくリレーション強化の手段に」『近代セールス』第 53 巻第 5 号, 2008 年, pp.12-16.
- [5] 小野有人・野田彰彦「多様化が進みつつある中堅・中小企業の資金調達～みずほ総研アンケート調査からみたクレジット・スコアリング貸出、ABL、シンジケートローン、CLO・CBO の現状と課題～」『みずほレポート』2006 年 12 月 8 日号
- [6] 北山桂「農業金融に求められる新たな融資スキーム」『農業と経済』第 72 巻第 7 号, 2006 年, pp.43~51.
- [7] 金融庁『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』2003 年
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html>
- [8] 経済産業省『動産・債権担保融資 (ABL) の普及・インフラ構築に関する調査研究 報告書』2008 年
<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004471/report01.html>
- [9] 斉藤卓也「小企業向け融資における新しい金融手法の有効性」『国民生活金融公庫調査季報』第 81 号, 2007 年, pp.16-37.
- [10] 茂野隆一「農業経営体の信用補完—現状と課題」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会, 2008 年, pp.169-183.
- [11] 菅沼俊介「法人肥育牛経営の資金調達における ABL の意義」『農業経営研究』第 47 巻第 2 号, 2009 年, pp.62-66.
- [12] 須田敏彦「民間金融機関による農業融資の可能性とその課題—マイクロファイナンスをめぐる議論—」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会, 2008 年, pp.103-124.
- [13] 中央畜産会『畜産経営の新たな資金調達と課題—安定的な資金確保のために—』中央畜産会, 2007 年
- [14] 新山陽子「農業経営の企業形態に関する検討—畜産経営を中心にして」『農業計算学研究』第 27 号, 1995 年, pp.73-86.
- [15] 新山陽子「法人畜産経営の発展過程における資金管理の特質と考え方」『農業経営研究』第 33 巻第 3 号, 1995 年, pp.1-13.

- [16] 日本政策金融公庫総合研究所「米国における動産・債権担保融資の機能と実態」『日本公庫総研レポート』No.2008-3, 2009年
- [17] 日本政策金融公庫農林水産事業部『農林漁業金融公庫 改革の歩み』株式会社日本政策金融公庫農林水産事業部, 2009年
- [18] 農林水産省『農業法人向け融資の実態』2006年
http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hozin_yusi/index.html
- [19] 農林水産省「ABL（動産・債権担保融資）について」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/abl/index.html>
- [20] 長谷川晃生「地銀等民間金融機関における農業分野への取組状況と農協の課題」『農林金融』第59巻第5号, 2006年, pp.243-252.
- [21] 日暮賢司「地方銀行・ノンバンクによる農業融資」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会, 2008年, pp.87-102.
- [22] 益田安良・小野有人「クレジット・スコアリングの現状と定着に向けた課題—邦銀アンケート調査と米国での経験を踏まえて」『みずほ総研論集』2005年I号, 2005年, pp.63-103.
- [23] 森佳子「民間金融による農業融資と農林公庫金融」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会, 2008年, pp.65-86
- [24] 森佳子「農業金融における動産担保を活用した融資手法（ABL）の意義と課題—企業の肉用牛経営を事例として」『農業経営研究』第47巻第1号, 2009年6月, pp.48-53.
- [25] 谷地向ゆかり「動産・債権担保融資に（ABL）の活用に必要なとされる視点—中小企業金融における担保の管理、実効、回収局面からの検討—」『信金中金月報』第7巻第10号, 2008年, pp.85-96.
- [26] A N. Berger and G F. Udell “Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organization Structure” *The Economic Journal* Vol.112 No.477, 2002, pp.F32-F35.